



委任状 (遺言検索)

住所

氏名

私は、上記の者を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

1. 遺言者 (年 月 日生)
の遺言公正証書の検索の請求
2. 上記公正証書原本の閲覧、同謄本の交付請求及び受領
3. 以上に関連する一切の事項

平成 年 月 日

住所

氏名



- ① 委任状には委任者の印鑑証明書の印を押印 (○印部分 2箇所) の上、委任者の印鑑証明書と一緒にお願いします。
- ② 代理人は住基カード・運転免許証・在留カードなどの写真付きの公的機

関が発行した身分証明書をと認印をご持参下さい。

パスポートの場合は住民票と認印をお持ち下さい(印鑑証明書と実印でも可)。

- ③ 遺言者ご本人がご存命の場合は、ご本人以外からの委任状は受け付けられません。

健康保険証は使えません。

* 証明書類は全て発行後3か月以内のものに限ります。

遺言検索について

- 1 遺言者が亡くなられている場合のみ，相続人が請求できます。
ご存命の場合は，遺言の有無もお答えできません。
- 2 検索ができるのは，相続人・遺言執行者です。
- 3 遺言検索は平成以降のものは全国どこの公証役場でもできます。
ただし，閲覧や謄本請求は，作成した公証役場にしか保管されていませので，検索後，予約の上，該当公証役場へ取りに行
って下さい。
担当公証人が，出張等で不在の場合は，検索したその日には閱
覧や謄本の請求が出来ないことがあります。

【必要書類】

- 1 遺言者の死亡の記載のある除籍謄本 1通
(死亡診断書や埋葬許可書は不可)

- 2 申請に来る人と遺言者との間柄の確認できる戸籍謄本

例 遺言者の兄弟の場合は

遺言者に配偶者や子供がおられない上，両親が亡くなられて
いる場合のみ請求可能です。

- 3 申請者の身分証明書

① 印鑑証明書と実印

または

② 運転免許証・在留カード・住基カードなどの写真付きの公的
機関が発行した身分証明書・パスポートと住民票

以上のうちいずれかと認印

をお持ち下さい。

- ・ 代理人の申請の場合は、上記の身分証明書＋前ページの委任状（請求者からの委任状）も必要です。

詳しいことは公証センターにお問い合わせ下さい。